

## 1-4. 感染症新法

---

平成 11 年 4 月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」いわゆる感染症新法が施行された。これに伴い、従来の「伝染病予防法」、「性病予防法」、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」は廃止された。従来の法律が集団の感染症予防に重点を置いてきたのに対し、感染症新法では個々の国民の予防および良質かつ適切な医療の積み重ねによる社会全体の感染症の予防の推進に基本方針を転換している。

平成 15 年 11 月には、対象疾患が 74 疾患から 86 疾患に増加し、危険性が極めて高い一類感染症に重症急性呼吸器症候群（SARS）及び天然痘が指定され、対象疾患の分類が見直された。

平成 19 年 4 月（一部 6 月）には、結核予防法を廃止して感染症新法に組み込むと同時に、生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体管理体制の確立、対象疾患の分類が見直された。

平成 20 年 1 月には、麻疹・風疹が定点報告から全数報告に変更となった。

平成 20 年 5 月には、鳥インフルエンザ（H5N1）が二類感染症に追加されるとともに、新型インフルエンザの発生に備え、新たに「新型インフルエンザ」および「再興型インフルエンザ」からなる「新型インフルエンザ等感染症」という分類が創設された。

平成 23 年 2 月には、チクングニア熱が四類感染症に追加された。

平成 25 年 3 月には、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）が四類感染症に追加された。

平成 25 年 4 月には、侵襲性インフルエンザ菌感染症と侵襲性肺炎球菌感染症が五類感染症に追加され、五類感染症の髄膜炎菌性髄膜炎が侵襲性髄膜炎菌感染症に変更された。

平成 26 年 9 月には、「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」、「水痘（入院例に限る）」及び「播種性クリプトコックス症」が五類感染症に追加された。

平成 27 年 1 月には、「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）」及び「鳥インフルエンザ（H7N9）」が二類感染症に追加された。

平成 28 年 2 月には、「ジカウイルス感染症」が四類感染症に追加された。

感染症法に基づく届出疾患（平成 26 年 10 月 16 日一部改正施行）を次ページに記した。各感染症の届出基準及び届出様式は巻尾を参照のこと。

## 感染症法に基づく届出疾病（平成 28 年 2 月 15 日一部改正施行）

（「感染症発生動向調査実施要綱」による）

### I. 全数把握の対象

<p><b>一類感染症</b>（診断後直ちに届出）</p> <p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</p>
<p><b>二類感染症</b>（診断後直ちに届出）</p> <p>急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、<u>中東呼吸器症候群</u>（病原体がベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスであるものに限る）、<u>鳥インフルエンザ</u> (H5N1)、<u>鳥インフルエンザ</u> (H7N9)</p>
<p><b>三類感染症</b>（診断後直ちに届出）</p> <p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス</p>
<p><b>四類感染症</b>（診断後直ちに届出）</p> <p>E 型肝炎、ウエストナイル熱、A 型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q 熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、<u>ジカウイルス感染症</u>、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ (H5N1, H7N9) を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱</p>
<p><b>五類感染症（全数）</b>（診断から 7 日以内に届出、麻しん・風しんはできるだけ早く）</p> <p>アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症</p>
<p><b>指定感染症</b>（診断後直ちに届出）</p> <p>該当なし</p>

## II. 定点把握の対象

<p><b>小児科定点医療機関（全国約 3,000 カ所の小児科医療機関）</b></p> <p>（週単位で報告）RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎</p>
<p><b>インフルエンザ定点及び基幹定点（全国約 5,000 カ所の内科・小児科医療機関）、及び基幹定点医療機関（全国約 500 カ所の病床数 300 以上の内科・外科医療機関）</b></p> <p>（週単位で報告）インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く）</p>
<p><b>眼科定点（全国約 700 カ所の眼科医療機関）</b></p> <p>（週単位で報告）急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎</p>
<p><b>性感染症定点（全国約 1,000 カ所の産婦人科等医療機関）</b></p> <p>（月単位で報告）性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症</p>
<p><b>基幹定点（全国約 500 カ所の病床数 300 以上の医療機関）</b></p> <p>（週単位で報告）感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く）、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎。</p> <p>（月単位で報告）：ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症</p>
<p><b>疑似症定点（全国約 5,000 カ所の内科・小児科医療機関）</b></p> <p>（診断後直ちに報告、オンライン報告可）摂氏 38 度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く）、発熱及び発疹又は水疱</p>

下線を付したものが今回の改正で変更された疾病。

感染制御部 石黒 信久

(H14. 2 作成・H16. 3 改訂・H19. 3/30 内容確認・H22. 3 改訂・H24. 8 改訂・H25. 5 改訂・H26. 10 改訂・H28. 5 改訂)